

# 車道除雪機械を購入する際の 費用の一部を補助します

## 新潟市道路除雪機械購入補助金交付制度

新潟市の持続可能な除雪体制を構築するため、除雪協力業者への支援として、平成26年度より、新潟市管理道路の除雪を行うための車道除雪機械を購入する際の費用の一部を補助します。

### □制度の概要

#### ○補助対象者

新潟市除雪協力業者

#### ○補助対象機械

ホイールローダ、ドーザ、グレーダ、ロータリ、除雪トラック

(注)既存機械の売払いがある場合は、売却額を差し引いた額が補助対象額です。

**中古車は、初年度登録から6年以内の機械を対象としていましたが、平成29年度から機械ごとに年数を拡大しました。**

・ホイールローダ及びドーザ 8年 ・グレーダ 10年

・ロータリ及び除雪トラック 9年

#### ○補助金の交付額

購入に要する費用の**3分の1以内の額**(千円未満切り捨て)  
上限額 **200万円**

#### ○補助の条件

- ①購入年度の末日から**6年間**(購入年度含む)は購入機械により新潟市管理道路の除雪を行うこと
- ②購入年度の末日から**6年間**(購入年度含む)は購入機械の譲渡・交換・廃棄禁止
- ③既存の機械を入れ替える場合、既存機械は登録年数が**15年以上**であること
- ④市税を完納していること

(注)上記に違反した場合は、交付された補助金を返還してもらうことになります。



## □申請～交付決定の流れ

○申請書類（下記問い合わせ先またはホームページから入手可能です。）

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・購入機械の見積書

既存機械の売払いがある場合は、売却額がわかるものを含む

- ・購入機械のカタログまたは写真等
- ・除雪協力承諾書
- ・既存機械の車検証（既存機械との入れ替えの場合）
- ・市税の納税証明書（市制度用）

○申請期限

各年度**4月30日まで**

○補助金の交付決定

交付を決定した場合には、**補助金交付決定通知書**により通知します。

（注）予算の範囲内で補助金を交付します。予算を超えた場合は、審査により交付対象者を選定しますので、ご注意ください。平成29年度から審査要領を一部改正しました。

○事業の実施、実績報告

- ・交付決定通知の後に、事業を実施してください。
- ・事業の実施後、実績報告書（及び添付書類）を提出していただきます。内容確認の結果、事業内容等が適切であると認められた場合は、補助金額確定通知書により通知し、請求書を受理した後、補助金を交付します。

○その他

既存機械の更新以外（新規購入）の場合は、別途、補助に条件がつきます。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

申請先・お問い合わせ先

各区役所建設課